

平成24年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成25年1月23日)

1 日 時

平成25年1月23日(水)

午後 1時00分 開会

午後 2時20分 閉会

2 場 所

福島県庁 本庁舎2階 第1特別委員会室

3 議 事

- (1) 福島県環境基本計画の改定について
- (2) 福島県環境基本条例の一部改正について

4 出席委員

稲森悠平 遠藤ヤエ 河津賢澄 後藤忍 崎田裕子 佐藤俊彦(木村光政氏代理出席) 志賀令和 菅井ハルヨ 富樫恵久子 長林久夫 福島哲仁 星光祥 松原正明 和合アヤ子 和田佳代子(以上15名)

5 欠席委員

石田順一郎 大迫政浩 佐藤光俊 清水晶紀 高荒智子 山口信也(以上6名)

6 事務局出席職員

牧野 生活環境部政策監

(生活環境総室)

中高 生活環境総務課長 他

(県民安全総室)

遠藤 原子力安全対策課主幹

(環境共生総室)

安齋 環境共生課総括主幹兼副課長

丹野 自然保護課主幹兼副課長

片寄 水・大気環境課長

(環境保全総室)

和田 一般廃棄物課主幹

星 産業廃棄物課主幹兼副課長

増田 除染対策課主幹兼副課長

7 内 容

- (1) 開会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査
- (2) あいさつ 牧野生活環境部政策監

(3) 長林議長（会長）から、議事録署名人として後藤委員と星委員が指名された。

(4) 議 事

「福島県環境基本計画の改定」及び「福島県環境基本条例の一部改正」について、稲森第1部会長から、第1部会での審議経過等について報告が行われた。

ア 議事(1)福島県環境基本計画の改定について

○事務局（中高生活環境総務課長）から資料1に基づき、基本目標を除く計画（案）について説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（木村氏）

災害廃棄物の言葉の定義はどこかでなされているか。

また、p.10において、「放射性物質に汚染された廃棄物及び災害廃棄物」とある。後ろの方では分けて読めるように記載されているが、ここで一緒に括ってしまってもいいのか。

（中高生活環境総務課長）

現状と課題については、できるだけコンパクトに表現したいということで、「放射性物質に汚染された廃棄物と災害廃棄物」を一つの文章の中で整理している。ただし、具体的な記載をしている施策の展開方向においては、○で2つ、汚染廃棄物と災害廃棄物でそれぞれ分けて記載している。

（和田一般廃棄物課主幹）

今般の震災を含め、災害によって発生した廃棄物は災害廃棄物と一般に言っており、廃棄物処理法の中でも、災害で発生した廃棄物は一般廃棄物として処理するとの規定があり、一般的な用語として浸透しているものと思うので、特別に定義として記載する必要はないのではという認識でした。

（長林議長）

災害によって発生した廃棄物で、放射性物質に汚染されたものはどちらに入るのか。

（和田一般廃棄物課主幹）

どちらにも含まれる。災害廃棄物は、今般の大震災で発生したものは当然そうであるし、他の、例えば水害等で発生するものも災害廃棄物という括りになっている。今般の大震災で発生した廃棄物のかなりの部分は原発事故の影響を受けていて、実際に焼却処理をすると、その灰の中に相当量の放射性物質が含まれているということがあって、災害廃棄物であり、かつ汚染された廃棄物というのかなり量がある。ただし、地域によっては汚染されていないものもあるということである。

(木村氏)

p. 14 においては、環境指標で「東日本大震災に係る災害廃棄物」とあって限定しており、p. 10 においては、東日本大震災が災害廃棄物をもたらしたという記載に捉えられるが、このように限定しておかないと、例えば、南会津で、その後、水害によって災害廃棄物が発生しているの、そういうことも含めてここで言うのか、それとも東日本大震災に限定するのか。後ろの、「循環型社会の形成」の中でも災害廃棄物の処理を進めるということが記載されており、むしろそちらの方に災害廃棄物を明確に位置付けた方が分かりやすいのではないかと。

(中高生活環境総務課長)

木村委員の御意見は、災害廃棄物と汚染廃棄物の定義が不明確で、災害廃棄物でも東日本大震災による廃棄物なのか、一般的な災害廃棄物なのかという、言葉の意味が読めないということなので、脚注に、ここで使われている廃棄物はどういうものを指しているのかを記載したい。

(福島委員)

p. 36 のダイオキシン類の脚注について、発がん性や催奇形性は重要な問題であるが、最近では、どちらかという、内分泌攪乱作用の方が重要視されているので、発がん性や催奇形性の後に、内分泌攪乱作用が疑われていますと加えていただいた方が良いでしょう。

(後藤委員)

参考資料 1 の No. 1 の発言内容について、「津波」という意味でもと書かれているが、これは二本の柱を「つなぐ」ということで申し上げたので、訂正いただきたい。  
また、同資料の No. 9 において、目標区分は「一」にするという説明を、計画本文 p. 11 の脚注の説明に入れていただきたい。今回、「一」には、産業廃棄物のように増えてしまうという矛盾があるということだけではなくて、複数の意味があるので、そういうものがあるということを説明してほしい。

(木村氏)

p. 22 以降、「循環型社会の形成」の中で、おそらく、「廃棄物」と「廃棄物等」という言葉を使い分けていて、「廃棄物等」というのは、不要物、そのまま再使用できるものも含めたものが「廃棄物等」ということで分けているのだと思うが、P. 23 の(2)のところ、1つ目の○で「あらゆる分野での廃棄物」とあって、その次が「廃棄物等の発生抑制」となっており、これはそういう意味で使い分けているのか。

また、p. 37 において、「合併処理浄化槽」の説明が記載されているが、今、「合併処理浄化槽」という言葉そのものがない。浄化槽法では、「浄化槽」だけで、「合併処理浄化槽」を指す。改めてここで断らなくても良いのかなという気がする。

(高橋生活環境総務課主任主査)

「廃棄物」と「廃棄物等」の使い分けについては、精査させていただきたい。

(片寄水・大気環境課長)

今、法的には単独処理浄化槽がないわけだが、現実的には、我々、単独処理浄化槽をできるだけ合併に切り替えるということをお話している関係上、水の関係では、従来からこの「合併処理浄化槽」という言葉を使っている。法律がそういうふうになっていないことは承知しているが、そういう誤解を避ける観点でこの言葉を使わせていただいている。

(崎田委員)

p. 12、(2)①の文章で、除染特別地域についても、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下と書いてあって、本当に残念なことだが、線量が高いところで、今、避難されているところから戻って来られるかどうかは20ミリシーベルトで区切っていて、皆、苦勞されており、線量の違いに関してもう少し明確なイメージが出ていた方が良いのではないかという気がしていて、①の除染特別地域、これは国の直轄だが、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトというふうに、「長期的に」という言葉を入れておいた方が、現実の皆さんの努力のイメージと合うのではないかと思う。

環境指標の目標値に関しては、もう少し決まってから見直すということなので、そういう具体的なものが出てから発言させていただこうと思う。

今回、新たに追加された市町村除染地域等のモニタリングポストの指標について、今、1ミリシーベルト以下が65.8%で、平成32年度に100%となるというのは、これは除染特別地域以外の、市町村が除染を実施することでの中のことなのか教えてほしい。

(中高生活環境総務課長)

市町村除染地域等の「等」は、除染特別地域ではなくて市町村除染地域になっていないところ、ホットスポットとか、そういうものも含めて市町村除染地域等と表現しており、除染特別地域を除いたものである。

(増田除染対策課主幹兼副課長)

除染特別地域の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下を目指すという記載について、委員御指摘のとおり、特別地域の20ミリシーベルトを超えるエリアについて、この計画期間内に実現できるかできないかについて、新しい指標で特別地域を除いたというのもそういう意味で、なかなか実現できない部分もあるということと、それ以外の地域については、この計画期間内に1ミリシーベルトを目指すということと、もう1つは、除染特別地域においても、20ミリシーベルトを超えないエリアもあるし、地元の方々が最終的に1ミリを目指すということを明記すべしといった意見も頂戴している中で、このような表現にさせていただいたという経緯

がある。御指摘のとおり、全く同じ言い回しで良いかという御意見については、ニュアンスを調整できるかどうか、検討させていただきたい。

(中高生活環境総務課長)

①の方は、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指しとしており、②の方は、追加被ばく線量が速やかに年間1ミリシーベルト以下になることを目指しということで、「長期的に」と言うと、言い方が悪いが、後退的な表現になってしまうかということで、除染特別地域以外の地域は「速やかに」ということで濃淡をつけさせていただいたが、文章については再度、検討させていただく。

○事務局(中高生活環境総務課長)から資料2に基づき、計画の基本目標について説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(長林議長)

案の1、案の2というのは順位か。

(中高生活環境総務課長)

順位ではない。

(後藤委員)

県民以外の人々のことも、県の計画の中に含むのか、今回は、震災復興なので特別という位置付けでいくのか、それとも、県の計画なので、県民の中でのことを書くのか、これによってどちらかというのが決まる気がしていて、案の1のような気持ちは分かるが、これが県の計画になじむのかというのがある。案の1の立場をとるとすると、計画本文のp.45に各主体の役割があるが、もう少し県外の英知の話とか、そういうところに触れる、期待するというような記述が必要なのではないかと思う。全体的に、県外にどういうことをお願いしたいのか、協力を求めるのかといった記述がなかったように思うので、案の1を採用するとなると、本文の方に少し手を加える必要があると思う。

(崎田委員)

私は、福島県外から来ている者の1人で、私は、今回の検討の中で、どちらかと言えば、福島を想う全ての人々の力を結集するという、外からの力も結集しながら、福島自身の環境回復に皆で取り組むという方を応援した者の1人である。なぜかと言うと、今回の大変な事故を踏まえて、社会の英知を集めること、これを今後とも広げていくとともに、特に、環境分野は、環境創造センターなどで、これからきちんと科学的知見を集めて、国内はもちろん、世界にも発信しようということで、国内の研究機関だけではなくて、海外の研究機関にも協力を要請しているという状態なので、こういうニュアンスで、福島環境回復を皆で応援していくということ

アピールした方が良いのではないかというふうに思って、私はこちらの案を応援している者の1人である。

(遠藤委員)

案の2の「みんなで」という意味は、県民だけではなくて、国民みんなでというふうに拡大解釈しても良いと思う。

(長林議長)

福島で起こったという非常にいたましい事象ではあるが、世界の事象の一つでもある。それをどういうふうに解決していくかというところが重要であって、我々福島に住む者にとっては、そういうものを克服しながら、ここにあるように、美しい福島県の自然というものをいかしながら、今後とも、こういうところで生活していきたいという思いを・・・両方とも捨てがたいということではあるのだが。

混ぜていただいても良いのだが。

(牧野生活環境部政策監)

御意見のあった、p. 45 の各主体の役割について、県民に期待される役割ということで、やはり県の計画ということになるので、テリトリーは狭くならざるを得ないと思うが、ここを、例えば県民等というようにして、主体は、県民がやはり主体ということでの記載、ただ、もう少し幅広に読めるような形にして、○をもう1つ加えることで、後藤先生がおっしゃられたような、範囲を広めての記載がどうかと考えてみたところである。

目標は、案の1も案の2も、私共も捨てがたいということで、案の2は、本県の県民と行政が一体となって、もう1回、美しく住みやすい福島をつくっていかうではないかというメッセージにもとれるし、先ほど崎田委員から話があったが、私共、切り札として環境創造センターというものがあって、ここにいる片寄課長等も I A E A に行って難しい交渉をして、国際機関からの応援をいただくということにもなり、ここはここでいかしたいなということもあるので、その辺も踏まえていただいて、良いアイデアをいただければ。よろしくお願ひしたい。

(長林議長)

p. 45 の 11 行目には、国際的な連携・協力というのも記載されているが、日本中、世界中でこの福島の新しい環境づくりに手助けをしてもらうんだというところはもう少し書き込みを検討いただくことにして、案の1、案の2について、更なる御意見をお願いしたい。

(後藤委員)

もし第5章に入れるのであれば、第4節として特出ししても良いのかなという印象を持っている。例えばその他の主体とかにして。

案の1と案の2を組み合わせる案もあるのかなと思っているということと、サブ

の方は、案の1は二つの柱を集約したような、未来へつなぐというふうになっていて、案の2は二つの柱をそれぞれ代表する、安心して暮らせる、自然と共生というのが入っているので、どちらをとるかということになると思っている。

(長林議長)

もう1点の考え方として、8年間の集約された目標という立場で考えてもよろしいのかなど。未来への本当に良い姿をつくるということもあるけれども、今回の災害というところを踏まえて、それをどういうふうに収束しながらも良い環境につなげるのかという意気込みをここで見せるということでも良いと思う。

(崎田委員)

両方の案を合体させればどうでしょうという御意見があり、私もそういう精神で良いのではないかと思うのだが、例えば、メインのところは下の方にして、上の小見出しとか、最初のところを上にして、例えば、福島を想う全ての人々の力を結集し、みんなでつくろう～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”～というふうにすると、今までの御意見が全て入るのかなと思った。

(長林議長)

落としどころとして良い案をもらった。

これは、我々で考えてこうしましょうとなかなか結論が出せないなので、事務局で、今の御意見を集約し、庁内の合意も図りながら、これでやっていきたいんだというものを見せていただいた方が良いと思う。

環境基本計画の改定については、基本目標は、事務局で合体するなどして案を1つ示すことで了承され、次回、事務局で基本目標も含め再度、計画案を示し、最終審議することとされた。

イ 議事(2)福島県環境基本条例の一部改正について

事務局(中高生活環境総務課長)から資料3に基づき、審議経過等について説明が行われた。

環境基本条例の一部改正については、次回、その内容を審議することとされた。

(5) その他

(高橋生活環境総務課主任主査)

今年度は、残り全体会1回のみとなる。

日時・場所は、2月15日(金)13:30から、杉妻会館3階「百合の間」での開催を予定している。

(6) 閉会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査